

環境基準等の一部改正に関する意見募集について



環境省は、公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示の一部改正案について、2月15日から3月15日まで意見の募集を行います。

今回の改正は、公共用水域水質環境基準測定方法等に引用している日本工業規格(JIS)K0102(工業排水試験方法)が、平成20年3月20日付けで改正される予定となっており、国際規格であるISOとの整合を図るため、新たな試験方法が導入される予定です。

この改正を受け、環境省では同規格の改正内容のうち、公定分析法への導入が適当であるものについて、公定分析法に適用するための告示改正を検討しています。改正内容としては以下の通りです。

- ・ふっ素： 懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する試料について、前処理として水蒸気蒸留を実施することにより、イオンクロマトグラフ法を適用可能にする。
- ・ほう素： 告示の表現修正であり、公定分析法に係る実質的な変更なし。
- ・砒(ひ)素： これまでの測定方法に加え、JIS K0102に新たに採用されるICP質量分析法も使用できることとする。
- ・セレン： これまでの測定方法に加え、JIS K0102に新たに採用されるICP質量分析法も使用できることとする。

以上をそれぞれの改正点としており、改正期日は平成20年4月上旬を予定しています。

当社では、環境水・排水の分析も行っており、多検体短納期の分析体制を整えています。分析のご依頼、ご質問等ございましたらお気軽にご相談ください。

資料 2008年2月15日付 環境省 HP

水質分析箇所 関善行